

大原小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

2 定義に基づくいじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめの判断において以下の点に留意する。

- ・いじめの定義より、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める
- ・本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断する

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外

を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、千葉県、市、学校、保護者、市民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

4 いじめの防止等に関する基本的な方策

(1) いじめの防止

○いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、正確な状況把握と説明を責任もって行うものとする。

○学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。

(「法」第3条より)

○いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響など、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。

(「法」第3条より)

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、市、地域、家庭その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。

(「法」第3条、第8条より)

○以下の点について認識していじめの防止等の対策を講じていく。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題である。
- ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ・いじめの様態は様々である。
- ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

- ・いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ・いじめは、発生から3か月なければ解消となる。また、解消後も注視が必要である。
- ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

(2) いじめの早期発見

アンケート調査の実施と分析

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと毎月学校生活アンケートを実施する。
- 毎月のアンケートの中に SOS を出せる人がいるか確認する項目を設ける。
→各学年パワーポイント資料「自分を大切にしよう」の授業を行う。
- インターネットを通じた項目を必ず設ける。

面談の実施

- 6月・10月に児童との面談を実施する。
- 教育相談週間以外で児童が面談を希望する時には即時面談をする。

保護者面談の実施

- 1学期末・2学期末に保護者面談を実施する。

複数の目による発見

- 職員が休み時間や昼休み、放課後に巡回を行い、気になる様子に目を配る。
- 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は、教員から声をかける。
- 教室から職員室へ戻る経路を変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりする。
- 支援員との情報交換を積極的に行う。

教師の意識改革

- 些細なことでも被害にあった児童が嫌な気持ちになれば、いじめになることを自覚し、些細ないたずらなどを見逃さないように日頃から注意する。
- アンケート等のサインを送ってきた児童に対し、児童の気持ちに寄り添い、親身になって話を聞く。

○アンケート後に学年会を開き学年で共有するようにする。

(3) いじめの早期対応

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするとともにいじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが必要である。

認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行い、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告をする。

いじめ対応の基本的な流れ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。(いじめ防止対策推進委員会)
- いじめられた児童、いじめを報告した児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

(フロー図)

いじめ情報のキャッチ



- 常に児童の動向などに注意を払う。
- 「いじめではないか」という視点をもつ。
- 噂などを聞いた場合は関係教職員と相談する。

正確な実態把握



- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全P体像を把握する。

指導体制, 方針決定



- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援



- いじめられた児童いじめを報告した児童を保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行ううえで「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 直接会って，具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

保護者との連携



- 直接会って，具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応についての検討

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

(4) 家庭との連携

いじめを受けた児童の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で，速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- いじめを受けた児童を，学校として徹底して守り，支援していくことを伝え，対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに，保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌が分かるまで，いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず，経過を観察する方針を伝え，理解と協力を得る。

いじめを行った児童の保護者との連携

- 事情聴取後，児童を送り届けながら家庭訪問を行う等，事実を経過とともに伝える。
- いじめを受けた児童の状況も伝え，いじめの深刻さを認識してもらう。

- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(5) 関係機関との連携

具体的な関係機関との連携による対応

- 「いじめ調査定例報告」を教育委員会にする。
- 深刻ないじめが生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。
- 警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠なため、情報提供に努める。

いじめ対策会議による対応 ※P2『いじめ対策会議組織図』参照

- いじめ対策会議の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、構成員は学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。
- いじめ対策会議は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

※事案の内容や必要に応じて、関係部署、児童相談所、学識経験者、警察関係者、学校医、弁護士等の出席を要請する。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 大原小学校が実施する取組について

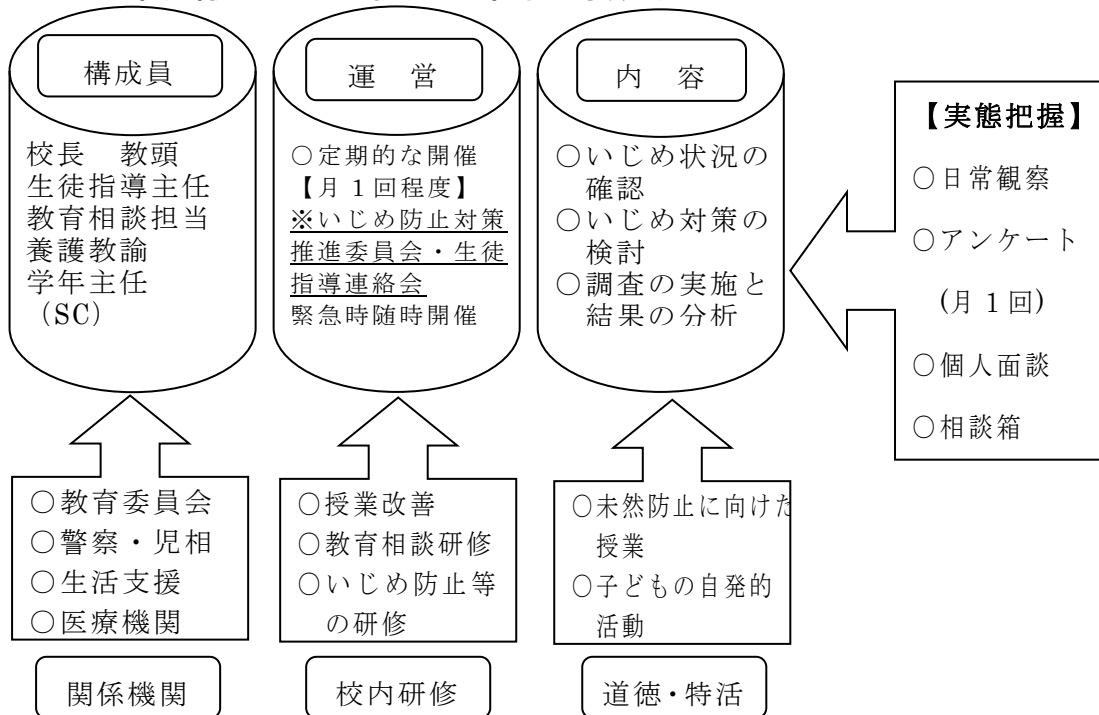
担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応する。

[共通確認事項]

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）とルールを作る。
- ③各学級で起きていることを校内生徒指導連絡会等で共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
(問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。)
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

<いじめ対策会議（いじめ防止対策推進委員会）>



<組織の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- 緊急会議における迅速な情報収集と共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施

<いじめ対策担当>

担当者 大屋 輝恭教諭 田中 里穂教諭 大地 美夏養護教諭
飯野 利香教諭 寺中 諒 教諭

- (役割)
- ①校長の命を受け，経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
 - ②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
 - ③いじめ対策会議の運営と，会議結果の全教職員への周知を行い，いじめ問題の「可視化」を推進する。
 - ④個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，相談員との連絡調整を行う。
 - ⑤ケース記録の集積と引継ぎを行う。

<いじめの発見，報告体制等，システム化しておくべきこと>

- ①いじめを発見した時の報告体制
発見者 ⇒ 学年主任 ⇒ いじめ対策担当
⇒ 管理職・いじめ対策会議構成員
- ②いじめ発見のための実態調査の方法
教育相談週間(6月・10月)…学校生活アンケートをもとに個人面談
学校生活アンケート(毎月最終週)…生活見直しカード
- ③いじめの指導記録の共通化
(生徒指導カルテ)
- ④情報の可視化→情報の共有化→問題の意識化→解決に向けた体制の確立

⑤いじめ問題の確実な引継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る

⑥記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期，集団，人間関係，きっかけ，場所等

2 いじめの未然防止について

児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことが，いじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

いじめを許さない学校・学級づくり（学校の基本姿勢）

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から，「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方の転換が必要であること。
すべての児童を対象に，健全な社会性をはぐくみ，当たり前のことを当たり前に行っていく，善いことは善い，悪いことは悪いと伝えていくことが，学校教育本来の活動であることを共通理解して教育活動に取り組んでいく。
- ②いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止対策でなく，いじめを行わせないという意味での対策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめと同様に許されないという認識，また，いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を，児童にしっかり定着させる。
- ④学校教育活動全体を通して，お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切に
する態度を育成し，友情の尊さや信頼関係の醸成，生きることの素晴らしさや喜び等について，児童が心から価値意識を感じよう適切に指導すること。特に，学級経営，人権教育，道徳教育を通して，指導の充実を図る。また，奉仕活動，自然体験等の体験活動をはじめ，人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤学級活動や児童会活動などの場を活用して，児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え，行動できるよう，主体的に取り組む教育活動を行う。

いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- ①人権意識を高める。
- ②いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立ち児童や保護者からの通報，他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。
- ④児童によっては，いじめを原因に自ら命を絶つことがある，という最悪の事態を想定し，日ごろから教員・教育相談担当教員に相談できる体制が確立されていることを周知し，気になる児童には教員から声をかける。さらに，いじめ等，相談された内容については，解決に向け全力で取り組み，当該の児童を徹底して守る姿勢を伝え，安心感を与える。
- ⑤過度の競争意識や，勝利至上主義等が児童のストレスを高め，いじめを誘発することもあることを認識して指導に取り組む。
- ⑥教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを誘発，助長することもあることを認識して指導に取り組む。

いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

- 児童に対する教師の受容的・共感的態度により，子ども一人一人のよさが発揮され，障害・国籍・疾病等による差別心をもたず，互いを認め合う学級を作る。
- 児童の自発的，自治的活動を保障し，規律と活気ある学級集団づくりをすすめる。
- 丁寧な言葉遣いのできる集団を育てる。
(いじめの大半は言葉によるものであるため，人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。 <例> 「キモい」，「ウザい」，「死ね」)
- 定期的に行う生活実態調査や学力・学習状況調査の質問紙調査の結果，児童の欠席・遅刻・早退の回数，日常の児童観察（普段と異なる表情や体調不良等）から実態を把握し，変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

②授業中における児童指導の充実

- 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係作り」）をすすめる。

○ICTを活用した「楽しい授業」、「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。（※ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり）

- 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い，満足感や達成感，連帯感がもてるようにする。

③道徳授業の充実

自他を尊重する態度，人権を守る態度の育成など，いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け，いじめをゆるさない心情を深める授業を工夫する。（県 DVD 教材の積極的な活用を図る）

☆道徳年間指導計画に、『いじめ防止』と加筆して，計画的な指導を行う。

④学級活動の充実

- 話し合い活動を通して，いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

- 学級内のコミュニケーションを活性化するため，「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し，社会性を育てる。

- ソーシャルスキルトレーニング等を活用し，人間関係のトラブルや，いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

⑤学校行事の工夫

- 児童が取り組むことを通じて，達成感や自己有用感，感動，人間関係の深化が得られるよう工夫して企画，実践をする。

⑥児童会活動の工夫

- 児童が主体となって善行を奨励するとともに，自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう，児童会活動を活用する。

※いじめゼロ集会において，4つの勇気「やめる勇気・とめる勇気・はなす勇気・みとめる勇気」を確認し，意識化を図る。（いじめゼロ集会）

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

- 千葉県における「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」や「いのちを大切にするキャンペーン期間（1学期）」等を活用し，学校全体や学

年・学級単位で生命や人権を尊重する取組，いじめ防止に向けた取組を具体的にを行う。(命を大切に作るキャンペーン集会)

⑧ SOS 教育の実施

○様々なことでストレスを抱え，ため込んでしまい不登校になることがある。児童に悩んだり，ストレスを感じたりすることは当たり前であることを自覚させ，困ったときには周りの人たちに自分から助けを求めることができるようにするために集会等でSOS教育を行う。

⑨情報モラル教育の充実

○パソコン，携帯電話を使って，意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか，道徳，学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

(＜教材＞ eライブラリ→教材の作成→ネットモラル)

⑩発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

○アスペルガー症候群，ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から，いじめへの発展を防止するため，スクールカウンセラーなどの専門職を交えて，教職員間で障害特性の理解や具体的関わりの共通認識をもとに，周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑪児童及び保護者，地域に，いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。(学校評議員会の開催・学校だより)

⑫新型コロナウイルス感染によるいじめを防ぐ。

○根拠のない噂話等に騒ぎ立てず，冷静に情報を整理する。

○学校から感染者が出た場合には，個人が特定されないように配慮する。

○学活等の時間を使って，新型コロナウイルスの感染の仕方について学年に応じた説明を行い，風邪と同じように誰でも感染する可能性があることを周知し，いじめにつながらないようにする。

○感染者の心情を理解させ，復帰した時に温かく迎えられるような雰囲気づくりを行う。

3 公表・点検・評価等について

ホームページでの公表

○学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公開する。

年度末の評価と公表

○学校評価の項目に加え，年度末に評価・公表を行う。

年度ごとにいじめに関する取組の評価及び次年度の対応の在り方の検討

※令和4年度も，引き続きコロナウイルス感染症関連によるいじめが起きないよう，日頃からの生徒指導を大事にしていく。

学校いじめ防止基本方針の見直しについて

○PDCAサイクルの考え方に従い，年間計画で決めた期間の終わりには，「取組評価アンケート」（生徒指導リーフ増刊号 参考資料1）等を実施し，その結果を踏まえてからその期間の取組が適切に行われたか否かを検証し改善や見直しを図る

第3章 重大事態への対処

1 教育委員会又は市立学校による調査

（1）重大事態とは

【法第28条 抜粋】

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば，

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童等が一定期間，連続して欠席している場合には，上記目安にかかわらず，教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。

なお，児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは

いけない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

学校内及び教育委員会への報告

○発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→学校教育課長→
教育長→市（町）長

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応。

連絡先電話番号等を明記する。

一報後、改めて、文書により報告する。

※国が示したフローチャートを参考とする。

必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

○いじめが児童の生命、身体又は財産に重大な損害があると判断したときは、
すみやかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校いじめ組織の招集

○「いじめ対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

具体的な調査方法

○いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査する。

○いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。

警察への通報など関係機関との連携

○警察，教育委員会，地方自治体，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者等。